

屋根の雪下ろし費用の一部を助成する制度が始まります

市では、高齢者のみの世帯や障がいのある方のみの方の世帯を対象に、事業者が実施した屋根の雪下ろし等の費用の一部を助成する制度を12月から開始します。

事前の申請が必要となりますので、希望される方はご相談ください。

●利用できる方

市内に住所を有し、在宅で生活している次のアからウのいずれかに該当する世帯のうち、自力による屋根の除排雪が困難で、親族やその他の支援が受けられない世帯

ア 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯

イ 障がいのある方のみで構成される次の①～③の世帯

- ① 身体障害者手帳1～4級または下肢・体幹機能障がい5級・6級に該当
- ② 療育手帳A1、A2、B1に該当

③ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級に該当

ウ 高齢者と障がいのある方のみで構成される世帯

※生計中心者の市民税額が15万円を超える世帯および生活保護世帯は対象外となります。

●助成対象経費

・ 現に居住している屋根の除雪にかかる経費(雪下ろし)

↓1回あたり3万円上限

・ 現に居住している屋根の除排雪や運搬にかかる経費(雪下ろし+雪またじ)

↓1回あたり5万円上限

※生計中心者の市民税課税状況

により、助成額や年間助成限度額が決まります。

●利用できる雪下ろし事業者

高山商工会議所および市内の商工会の会員である事業者のうち、雪下ろし等助成事業にご協力いただける事業者となります。

●助成金の支払い

市への事前申請後、助成決定した方には、1枚1,000円の助成券を、助成限度額分交付します。

雪下ろし等の費用のお支払時に事業者へ助成券(お釣りは出ません)をお渡しください。なお、助成額との差額は自己負担となります。

【問合せ】 高年介護課

☎57-5200
福祉課
☎35-3356

消火栓周辺などの除雪にご協力を

消火栓などの消防水利やホース格納箱の除雪は消防署でも行いますが、急で大量の降雪があった場合は除雪が間に合わないこともあります。

地域の安全を守るため、消火栓やホース格納箱などの除雪に対して地域の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、除雪した雪を消火栓の周りに寄せたり、防火水槽に投げ込まないでください。

【問合せ】 防災課 ☎32-0119



シリーズ高齢者の在宅生活支援サービス①

日常生活用具の給付・貸付

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、日常生活を支援するため、日常生活用具の「給付」や「貸付」をしています。

平成31年4月からは、聴力が低下している高齢者の世帯を対象に、ボタンを押すと音と光で知らせる玄関チャイムも新たに追加しました。ぜひ、ご活用ください。

市民税課税状況により、対象者や利用者負担額等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

【申請】 購入前に申請が必要です。事前にご連絡ください。

【問合せ】 高年介護課 ☎57-5200

	種 目	性 能 等
給 付	電磁調理器(IH)	電磁による調理器であって、高齢者が簡単に使用できるもの
	火災警報器	屋内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発して知らせるもの
	自動消火器	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火できるもの
	玄関チャイム (送信機および受信機)	来訪者が送信機のボタンを押すと、音と光を発して知らせるもの
貸 付	老人用電話	呼び出し音量・受話音量が容易に調整でき、表示が大きい電話機および電話加入権等
	シルバーカー	歩行時にその補助のために使用する補助車